

財政用語のわかりやすい解説

○決算で用いられる用語

(1) 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入等を一定の方法によって算定した額。

(2) 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準の行政を行い、又は施設を維持するための財政需要に充当される一般財源を一定の方法によって算定した額。

(3) 標準税収入額

次の算式により求める収入見込額。

$(\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100 / 75 + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金}$

(4) 標準財政規模

地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量で、標準税収入額に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加えた額。

(5) 経常一般財源等収入

町税や普通交付税のように毎年収入される財源で、特定の支出に充てるべきものでない収入（一般財源）のこと。

(6) 経常経費充当一般財源

経常的経費に充てた一般財源をいい、経常的経費から特定財源（国や県からの補助金のように特定の支出に充てるべき収入）を差し引いた額を指す。

(7) 形式収支

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた収支額。

(8) 実質収支

収入と支出の実質的な差額をみるもので、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額。実質収支がマイナスになると、赤字団体とされる。

翌年度に繰り越すべき財源には、継続費の逓次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越し繰越額のほか、事業繰越と支払繰延に係る財源も含む。

(9) 単年度収支

実質収支が前年度以前からの収支の累積であり、その影響を除いた収支をみるもので、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

単年度収支が「黒字」であることは、前年度の実質収支が「黒字」であった場合は「新たな剰余を生じた」ことを意味し、「赤字」であった場合は「過去の赤字を解消した」ことになる。逆に、単年度収支が「赤字」であることは、前年度の実質収支が「黒字」であった場合「過去の剰余金を使い果たした」ことを意味し、「赤字」であった場合は「赤字が拡大した」ことを意味する。

(10) 実質単年度収支

単年度収支には、基金への積立てや基金の取り崩しなどを含んでおり、これらの実質的な黒字要素と赤字要素を加味した収支をみるもので、単年度収支に黒字要素（基金への積立額、地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整金の取崩額）を差し引いた額。

○財政指標

(1) 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。

単年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値である「単年度の財政力指数」が1を超える地方公共団体は、地方交付税の不交付団体となり、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となる。

また、財政力指数が1以下の団体であっても、1に近い団体ほど普通交付税算定上のいわゆる留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえることができる。

(2) 公債費比率

地方債の元利償還金の一般財源に占める割合をいい、次の算式により求める。

$$\{A - (B + C)\} \div (D - C) \times 100$$

A：普通会計に係る元利償還金（転貸債、繰上償還分を除く）

B：元利償還金に充てられた特定財源

C：普通交付税の基準財政需要額に算入された特定の公債費

D：標準財政規模

地方債は、ある程度活用すべきだが、後年度の財政負担となるため、その限度を計数的に見るためのもので、一般的にこの比率が10%を超えないことが望ましいとされている。

(3) 実質公債費比率

地方債の元利償還金や公営企業における地方債の元利償還金に対する繰出金などの公債費に準じるものを含めた実質的な公債費相当額の一般財源に占める割合の過去3年度間の平均値をいい、次の算式により求める。

$$\{(A + B) - (C + D)\} \div (E - D) \times 100$$

A：普通会計に係る元利償還金（繰上償還分等を除く）

B：地方債の元利償還金に準じるもの（「準元利償還金」）

C：AまたはBに充てられた特定財源

D：普通交付税の基準財政需要額に算入された特定の公債費及び準元利償還金

E：標準財政規模

地方債発行の協議制への移行に伴い導入された新たな指標で、この比率が18%以上の団体は、地方債発行に際し総務大臣又は知事の許可が必要となり、25%以上の団体は、地方債の発行が制限される。

(4) 公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、その率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示す。一般的には、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

(5) 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支の割合。

(6) 経常一般財源比率

標準財政規模に対する経常一般財源の割合で、100を超える度合いが高いほど経常一般財源に余裕があり、歳入構造に弾力性があることが示される。

(7) 経常収支比率

経常一般財源に対する経常経費に充当した一般財源の割合で、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみることにより、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。この割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示す。